

外ヶ浜町告示第6号

外ヶ浜町住宅取得補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

外ヶ浜町長 山崎 結子

外ヶ浜町住宅取得補助金交付要綱

施行 令和8年4月1日

告示 令和8年4月1日 告示第6号 総務課

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少を抑制し、定住の促進及び地域の活性化を図るため、住宅の新築及び中古住宅の取得を行う者に対して、予算の範囲内において外ヶ浜町住宅取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、外ヶ浜町補助金交付規則（平成17年外ヶ浜町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 建設 建築又は売買による取得をいう。
- (2) 新築住宅 新たに建設する住宅（マンションを含む）で、まだ人の居住の用に供したことのない住宅をいう。
- (3) 中古住宅 居住の用に供したことのある住宅（マンションを含む）をいう。
- (4) 専用住宅 居住の目的のためだけに建てられる住宅をいう。
- (5) 併用住宅 店舗、事務所等の業務に使用するために設けられる部分と居住の用に供する部分が結合している住宅をいう。
- (6) 住宅取得費 住宅本体の建築費又は取得費をいう。ただし、住宅の取得と同時に行う土地購入費、外構工事等は住宅取得費に含めることができ、住宅に接続していない附属家（独立した倉庫・小屋等）の建築費、取得費及び移動することが可能な家具、家電等の調達費は住宅取得費に含めることができない。

(補助金の交付対象の住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅は、各号のとおりとする。

- (1) 専用住宅の場合は、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備える住宅であること。
 - (2) 併用住宅の場合は、店舗、事務所等の部分を除いて前号で定めるものを備えていること。
- 2 前項に定める住宅のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としないものとする。
- (1) 別荘等、一時的に使用する住宅。
 - (2) 賃貸又は販売等、営利を目的とする住宅。
 - (3) 相続又は贈与等の取得対価の伴わない方法により取得する住宅。
 - (4) 当該住宅が公共工事等に伴う移転補償等の補填を受けて取得する住宅。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、前条に規定する住宅を取得する者（法人を除く。）であって、申請日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付対象となる住宅に住民登録をすること。
- (2) 外ヶ浜町に5年以上継続して定住する意思があること。
- (3) 納税義務のある対象者及び同居者に市町村税等の滞納がないこと。
- (4) 町内会に加入すること。
- (5) 対象者が60歳未満であること。
- (6) 対象者及び同居者が、外ヶ浜町暴力団排除条例（平成23年外ヶ浜町条例第30号）に規定する暴力団員又は暴力団に密接な関係にないこと。
- (7) 対象者が、本補助金を過去に交付を受けたことがないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住宅取得費（消費税の額を含む。）に100分の20を乗じた額とし、100万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、外ヶ浜町住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）及び外ヶ浜町住宅取得補助金誓約書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び同居者全員の住民票の写し。（町外の場合）
- (2) 納税義務のある申請者及び同居者の市町村税等の滞納がないことの証明書の写し。
- (3) 建物、土地の取得に係る経費の内訳がわかる見積書、売買契約書等の写し。
- (4) 住宅の位置図、平面図等。
- (5) その他町長が必要と認めるもの。

2 申請受付期限は、住宅の取得後、1ヶ月以内とする。

(現況の調査)

第7条 町長は、申請者に対し、交付要件に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定した場合は、外ヶ浜町住宅取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更又は取下げの申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の増額または減額の変更をする場合は、第6条に定める外ヶ浜町住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を添えて申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の変更の可否を決定した場合は、外ヶ浜町住宅取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 補助金交付申請を取り下げる場合は、外ヶ浜町住宅取得補助金申請取下書（様式第4号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、住宅の取得後、特別な事情がない限り、1ヶ月以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに、外ヶ浜町住宅取得補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 建物、土地の取得に係る経費の内訳がわかる売買契約書等の写し。
- (2) 建物、土地の取得に係る支払を確認できる領収書等の写し。
- (3) 建物、土地の登記事項証明書の写し。
- (4) 取得後の住宅の写真。
- (5) その他町長が必要と認める書類。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告があったときは、補助対象者及び同居者が本補助金の交付対

象の住宅に住民登録があることを確認するほか、報告内容を速やかに審査及び必要に応じて現地確認を実施し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、外ヶ浜町住宅取得補助金確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第12条 前条に規定する通知書を受けた補助対象者が、補助金の請求をしようとするときは、外ヶ浜町住宅取得補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- （1）この要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （2）補助金交付の条件に違反したとき。
- （3）不正手段により補助金を受けたとき。
- （4）補助金の交付対象となる住宅の取得後5年以内に、正当な理由がなく、補助対象者及び同居者全員が町外に住民登録を移動したとき。
- （5）その他町長が定める条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、外ヶ浜町住宅取得補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

外ヶ浜町長 様

申請者 住 所 〒
氏 名
メー ル
電 話

外ヶ浜町住宅取得補助金交付申請書（新規・変更）

外ヶ浜町住宅取得補助金の交付を受けたいので、外ヶ浜町住宅取得補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。申請内容の確認にあたり、町が保有する公簿等により事実確認することに同意し、申請内容に虚偽があった場合は補助金の返還に応じます。

また、本件の財産及び金銭に係る紛争等が発生した場合、外ヶ浜町には一切ご迷惑をおかけしないことを確約します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

取得場所					
※施工業者					
住宅取得予定日	年 月 日				
住宅取得費	_____ 円 (店舗、事務所等の部分は含めない。経費内訳は、添付資料参照。)				
補助金	住宅取得費 _____ 円 × 20% = _____ 円 (1万円未満切捨て、上限100万円)				
取得予定の 住宅居住者	続柄	現住所	氏名	生年月日	年齢
	申請者 本人				

2 添付書類

- (1) 申請者及び同居者全員の住民票の写し。(町外の場合)
- (2) 納税義務のある申請者及び同居者の市町村税等の滞納がないことの証明書の写し。
- (3) 建物、土地の取得に係る経費の内訳がわかる見積書、売買契約書等の写し。
- (4) 住宅の位置図、平面図等。
- (5) その他町長が必要と認めるもの。

年 月 日

外ヶ浜町長 様

申請者 住 所 〒
氏 名
メー ル
電 話

印また自署

外ヶ浜町住宅取得補助金誓約書

下記の事項について誓約します。

記

1 誓約事項（該当欄に「レ」を記載すること。）

- （1）申請及び報告内容の確認にあたり、町が保有する公簿等により事実確認すること。
- （2）補助金の交付対象となる住宅に住民登録をすること。
- （3）外ヶ浜町に5年以上継続して定住する意思があること。
- （4）補助金の交付対象となる住宅の取得後5年以内に、正当な理由がなく、申請者及び同居者全員が町外に住民登録を移動したときは、補助金を返還すること。
- （5）納税義務のある申請者及び同居者に市町村税等の滞納がないこと。
- （6）町内会に加入すること。
- （7）申請者が、申請日において60歳未満であること。
- （8）申請者及び同居者が、外ヶ浜町暴力団排除条例（平成23年外ヶ浜町条例第30号）に規定する暴力団員又は暴力団に密接な関係にないこと。
- （9）申請者が、本補助金を過去に交付を受けたことがないこと。
- （10）本件に係る紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、外ヶ浜町に対して一切の損害を与えないこと。
- （11）要綱に違反又は事実と相違することがあったときは、外ヶ浜町から受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還すること。

※全事項に誓約できない場合は、本補助金の交付を受けることはできません。

様式第3号（第8条関係）

※交付決定

第 号
年 月 日

様

外ヶ浜町長

外ヶ浜町住宅取得補助金交付決定通知書（新規・変更）

年 月 日付で申請のあった外ヶ浜町住宅取得補助金について、交付決定する。

1 交付決定額 金 _____ 円

付記	
----	--

※不交付決定

第 号
年 月 日

様

外ヶ浜町長

外ヶ浜町住宅取得補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった外ヶ浜町住宅取得補助金について、不交付とする。

不交付の理由	
--------	--

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

外ヶ浜町長 様

申請者 住 所 〒
氏 名
メー ル
電 話

外ヶ浜町住宅取得補助金申請取下書

年 月 日付けで申請しました外ヶ浜町住宅取得補助金について、申請を取り下げします。

外ヶ浜町長 様

住 所 〒
氏 名
メー ル
電 話

外ヶ浜町住宅取得補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号に基づく補助金の交付決定の通知を受けた住宅を取得したので、外ヶ浜町住宅取得補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。報告内容の確認にあたり、町が保有する公簿等により事実確認することに同意します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

取得場所					
※施工業者					
住宅取得日	年 月 日				
住宅取得費	_____円 (店舗、事務所等の部分は含めない。経費内訳は、添付資料参照。)				
補助金	住宅取得費 _____円 × 20% = _____円 (1万円未満切捨て、上限100万円)				
取得住宅の 居住者	続柄	現住所	氏名	生年月日	年齢
	申請者 本人				

2 添付書類

- (1) 建物、土地の取得に係る経費の内訳がわかる売買契約書等の写し。
- (2) 建物、土地の取得に係る支払を確認できる領収書等の写し。
- (3) 建物、土地の登記事項証明書の写し。
- (4) 取得後の住宅の写真。
- (5) その他町長が必要と認める書類。

様式第 6 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

外ヶ浜町長

外ヶ浜町住宅取得補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告書の提出があった外ヶ浜町住宅取得補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

様式第7号（第12条関係）

外ヶ浜町長 様

住 所 〒
氏 名
メー ル
電 話

外ヶ浜町住宅取得補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定を受けた外ヶ浜町住宅取得補助金について、次のとおり請求します。

記

補助金請求額 _____ 金 _____ 円

振込先	金融機関名		
	本・支店名		
	預金種類（普通・当座）		
	口座番号		
	口座名義	ふりがな	
漢字等			

※振込先は、請求者と同一の口座名義とします。

第 号
年 月 日

様

外ヶ浜町長

外ヶ浜町住宅取得補助金返還命令書

下記のとおり、外ヶ浜町住宅取得補助金の返還を命じます。

記

- 1 返還金額 金 _____ 円
- 2 返還期限
- 3 返還理由
- 4 返還方法